

第2期

長与町子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

令和2年3月

長与町

目次

第1章 はじめに	1
1. 少子化のようす	1
(1) 我が国の少子化対策	1
(2) 長与町における少子化対策	4
2. 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	4
3. 計画の策定方法	5
(1) 長与町子ども・子育て会議	5
(2) 庁内の連携	5
(3) アンケート調査及びパブリックコメントの実施	5
4. 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮	5
第2章 子どもを取り巻く長与町の状況	6
1. 長与町における概況	6
(1) 総人口と年齢3区分別人口	6
(2) 社会増減の推移	7
(3) 出生数と合計特殊出生率の推移	7
(4) 子育て期の女性の就業率の推移	8
(5) 総人口と児童人口の推計	9
2. 長与町の教育・保育施設の状況	11
(1) 教育施設〔認定こども園1号、幼稚園〕	11
(2) 保育施設〔認可保育所、認定こども園2・3号〕	11
(3) 保育施設における広域利用の状況	12
3. アンケート調査からみる子育ての状況	13
(1) 調査の実施概要	13
(2) 主な調査結果	14
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 事業を展開する上での基本的な考え方	24
3. 事業計画の体系	25
4. 教育・保育提供区域	26

第4章 事業計画	27
1. 幼児期における教育・保育	27
(1) 年度ごとの量の見込みと確保の方策	27
2. 地域子ども・子育て支援事業	31
(1) 利用者支援事業	31
(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	33
(3) 妊婦健康診査	34
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	35
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	36
(6) 子育て短期支援事業	37
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	38
(8) 一時預かり事業	39
(9) 延長保育事業	40
(10) 病児保育事業	41
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	42
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	43
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	43
3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	44
(1) 認定こども園の普及	44
(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援	44
(3) 教育・保育事業相互の連携と幼保小の連携	45
4. 母子保健事業	46
5. ひとり親家庭の自立支援	49
6. 障害児など特別な支援が必要な子どもの支援	50
7. 職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備	52
8. 子どもの虐待防止と貧困対策の推進	53
第5章 計画の推進	55
1. 進行管理・評価	55
2. 推進体制	55
(1) 連携体制の確立	55
(2) 住民や関係機関・団体との連携	55
(3) 国・県との連携	56
資料編	57
1. 計画策定組織	57
(1) 長与町子ども・子育て会議	57
2. 計画の策定経過	60

第1章 はじめに

1. 少子化のようす

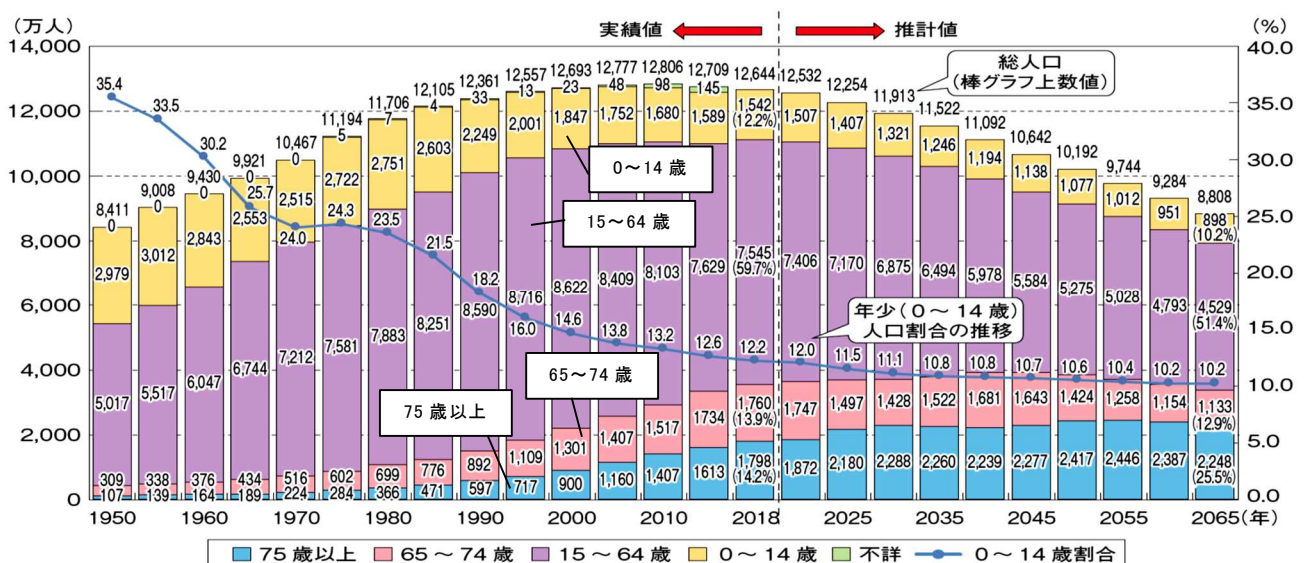
(1) 我が国の少子化対策

我が国は少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、平成30(2018)年の合計特殊出生率は1.42という状況です。少子化は社会保障をはじめ、社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成する上でも大きな課題となっています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの多様化など、解決すべき課題が数多く残されています。こうした中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に義務付けられ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上(M字カーブの解消)』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。また、令和元年10月より、少子化の進行並びに幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額の無償化(一部、制限あり)が実施されました。

我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



資料：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

子ども・子育て支援をめぐる国の主な動向

時期	取り組み	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 15 年 (2003 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を 10 年間において重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 26 年 (2014 年)	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長

時期	取り組み	内容
平成 26 年 (2014 年)	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き世帯が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行するための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年 (2016 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成 29 年 (2017 年)	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等による非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年 (2018 年)	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年 (2019 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び住民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

(2) 長与町における少子化対策

本町では、子ども・子育て支援施策の総合的な計画として、平成 22 年に「長与町次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）」、平成 27 年には子ども・子育て支援法に基づく「長与町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種の施策を実施してきました。また、平成 29 年には計画値と実績値の間にかい離が生じたため、教育・保育及び一部の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等について、見直しも行っていきます。

今回策定した「第2期長与町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画策定後の法制度の改正、ニッポン一億総活躍プラン、子育て安心プランの内容や方向性を踏まえ、更なる少子化の進行の現状や、女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら、第1期計画を継承した新たな計画になっております。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「長与町第9次総合計画」（平成 28 年 3 月策定）及び「長与町第2次地域福祉計画」（平成 28 年 3 月策定）との整合を図るとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として位置づけます。

(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年を計画期間とします。

計画の期間

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
長与町子ども・子育て支援事業計画					第2期長与町子ども・子育て支援事業計画				

3. 計画の策定方法

(1) 長与町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく「長与町子ども・子育て会議」にて、計画内容の協議を行いました。

同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

(2) 庁内の連携

子ども・子育てに関する施策は、庁内のさまざまな部署に関連します。計画の策定にあたって、教育・保育・健康・福祉をはじめ各部署で計画内容を調整して取りまとめました。

(3) アンケート調査及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、平成 30 年 11 月に「長与町の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施し、子育て中の住民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握しました。

また、更に広範な住民の意見を反映させるため、計画素案を広く公表し、令和 2 年 1 月にパブリックコメントを実施しました。

4. 持続可能な開発目標 (SDGs) への配慮

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟国 193 か国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成を目指す国際社会全体の 17 の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン 2019」が策定され、地方自治体においても SDGs の達成に向けた取り組みが求められています。

本計画では SDGs の 17 ゴールのうち主に「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取組んでいきます。

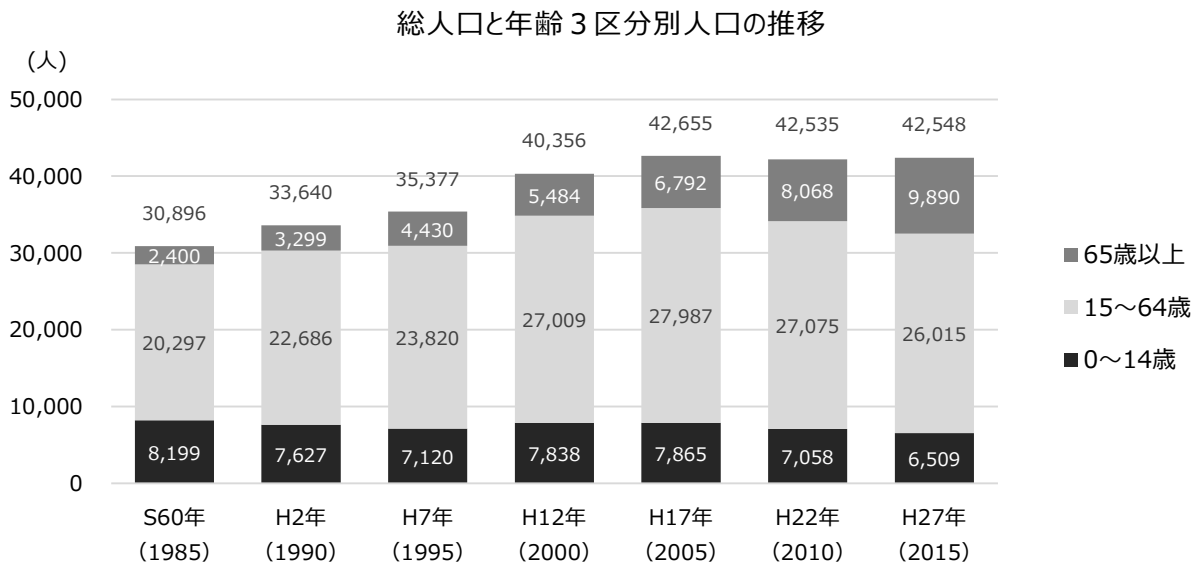
第2章 子どもを取り巻く長与町の状況

1. 長与町における概況

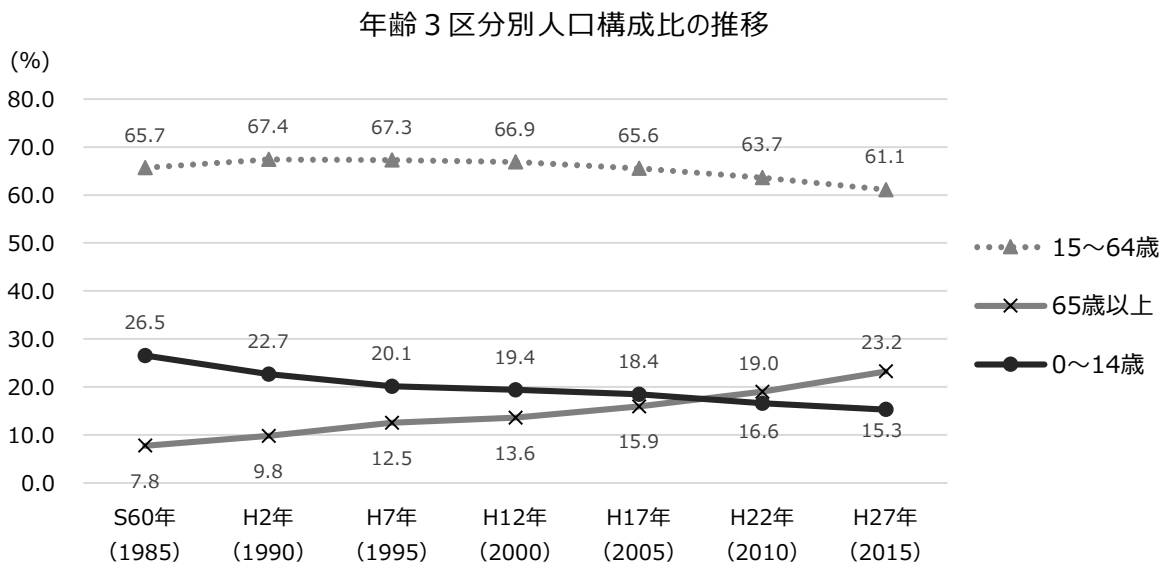
(1) 総人口と年齢3区分別人口

本町の総人口は、平成17年まで増加していましたが、それ以降はほぼ横ばいに推移し、平成27年の時点では42,548人となっています。こうした中、0～14歳（年少人口）は減少が続いており、その一方で65歳以上（高齢人口）は増加がみられ、いわゆる少子高齢化が進行しています。

人口構成比をみると、0～14歳と65歳以上の割合は逆転し、0～14歳は総人口の15.3%となっています。



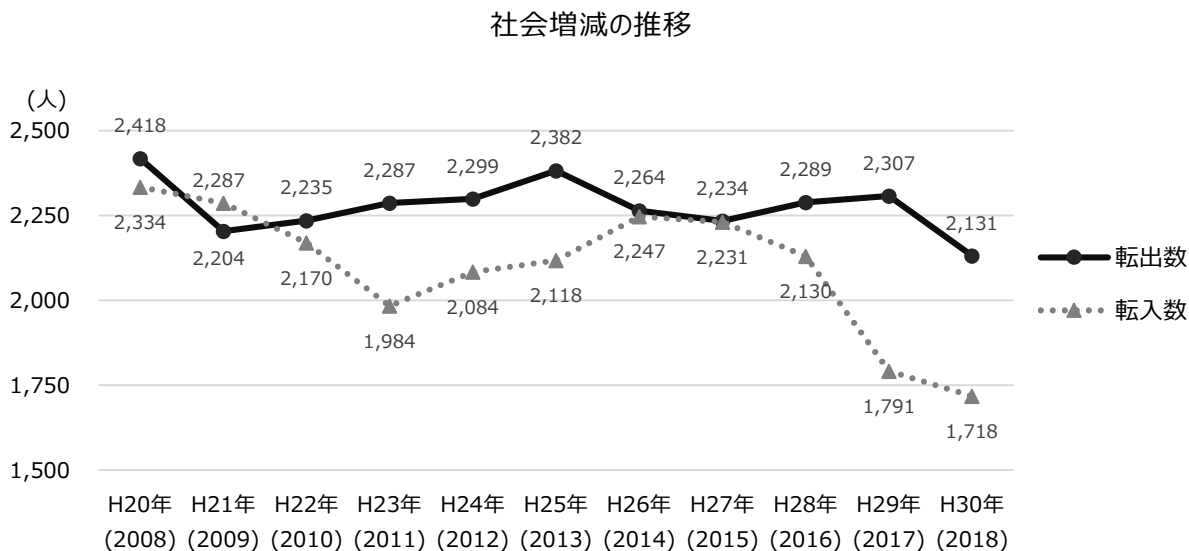
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

(2) 社会増減の推移

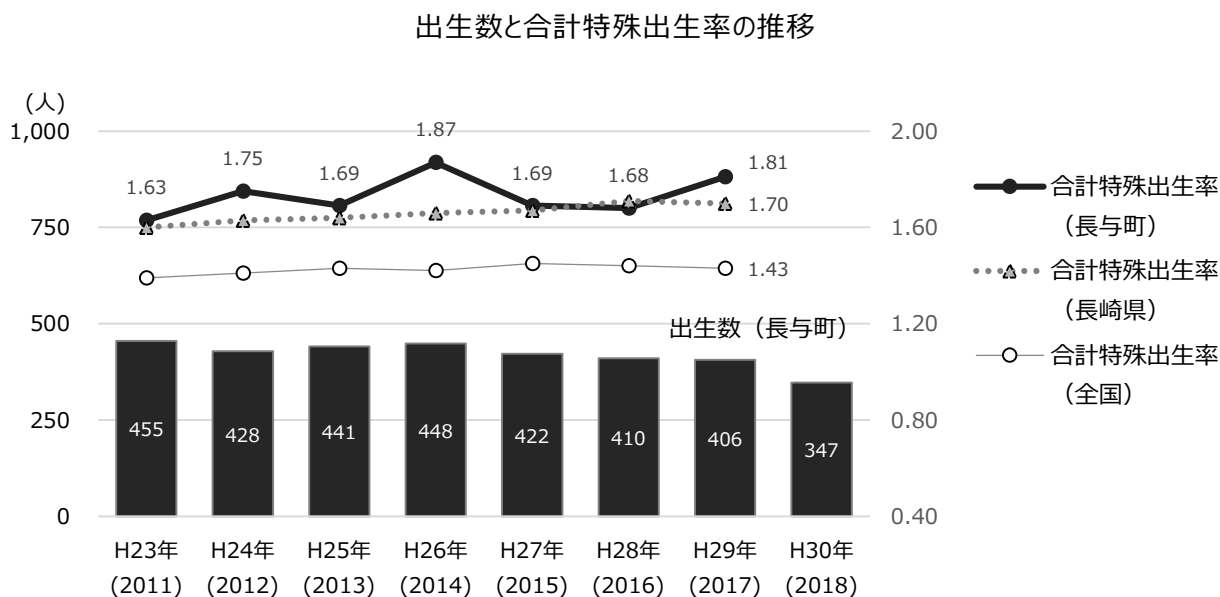
総人口における増減の要因の1つとして社会増減の推移をみると、転出数は毎年 2,200 人前後で推移していますが、転入数は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年度末）

(3) 出生数と合計特殊出生率の推移

本町の出生数は、減少傾向が続いており平成 30 年は 347 人となっています。合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数）は、平成 29 年の時点で県の値を少し上回り、1.81 となっています。

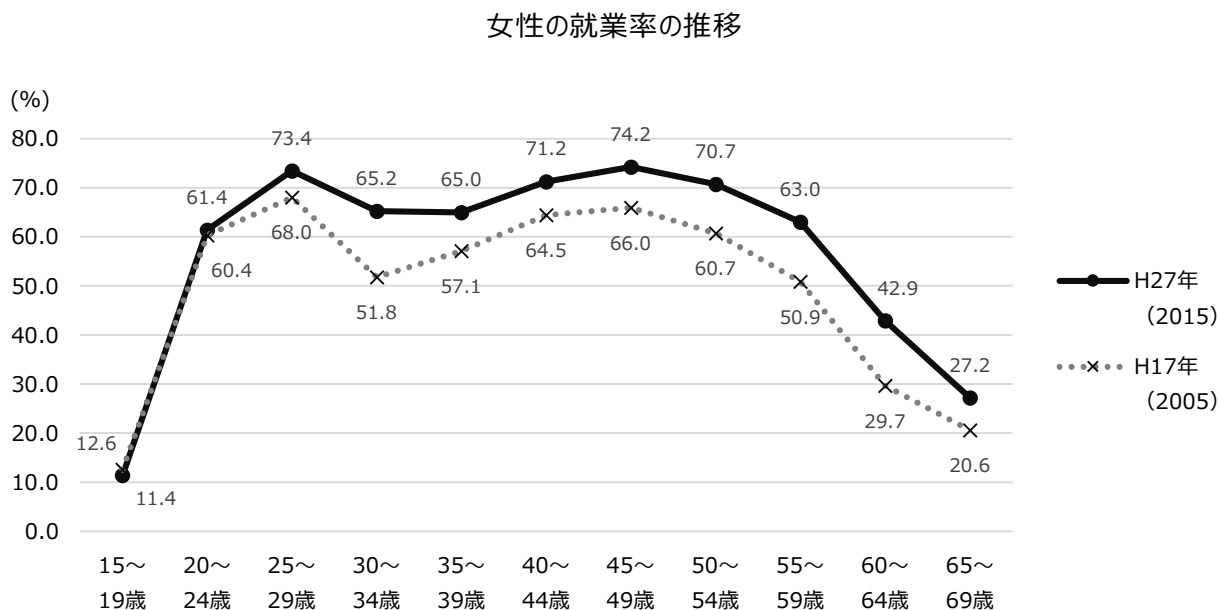


資料：【合計特殊出生率】長崎県衛生統計年報
【出生数】住民基本台帳（各年度末）

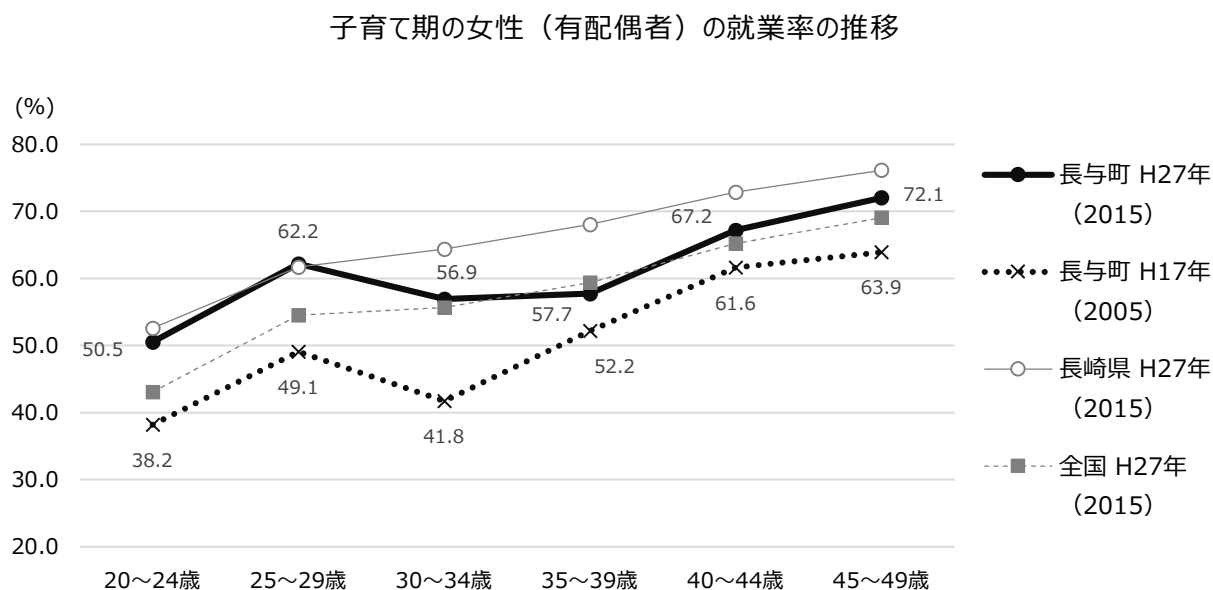
(4) 子育て期の女性の就業率の推移

本町の女性の就業率は、いわゆる“M字曲線”を描いており、子どもが生まれる可能性が高い30歳代で就業率の低下がみられます。

しかし、就業意欲の高まりや、子どもを預けながら働くといったライフスタイルにより、25歳以降の就業率は増加傾向にあります。特に子育て期の女性（有配偶者）にける就業率をみると、平成27年における30～34歳の就業率は、平成17年に比べて15ポイント高くなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

(5) 総人口と児童人口の推計

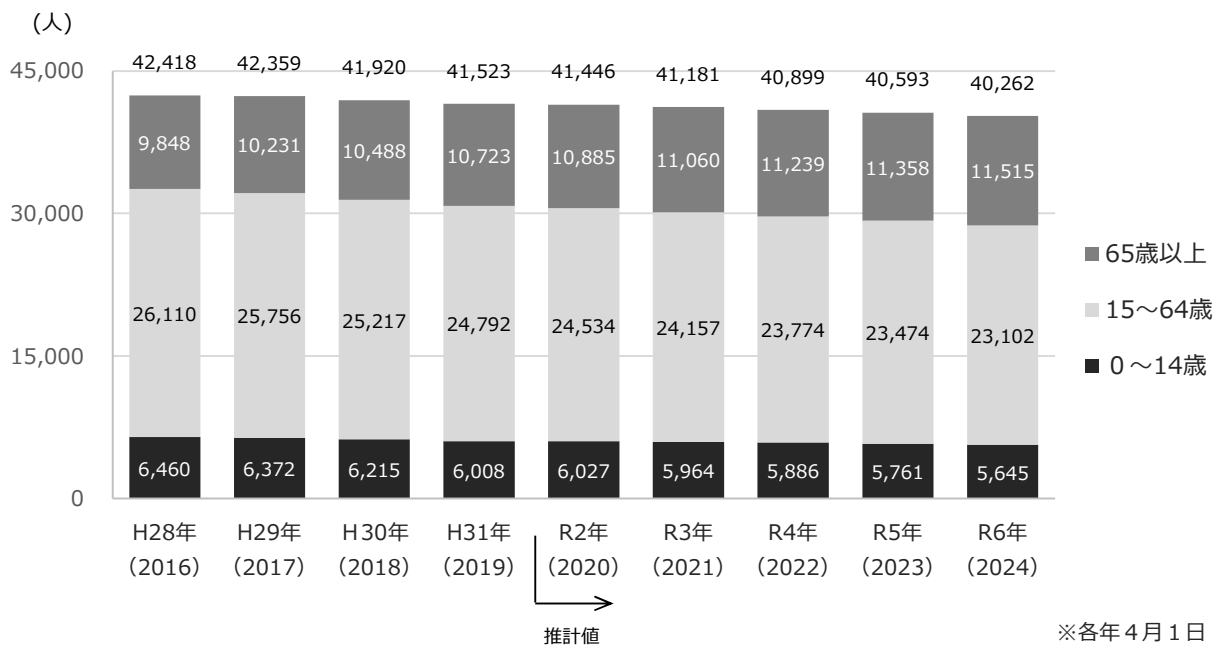
本町の将来人口は、平成27年から平成31年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を使用して、各歳による変化率（例：1歳の人口が翌年2歳になる時の人数の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出した上で、今後の団地造成による新規転入者を加算して設定しました。

その結果、総人口は、今後も減少傾向が続き、本計画の最終年度となる令和6年には40,262人に、うち0～14歳は5,645人になると推計されています。

特に0～5歳人口（未就学児童と設定）は、令和6年の時点で2,090人に、平成31年と比べて300人程度の減少が予想されています。

6～11歳（小学生児童と設定）は微減の傾向が続き、令和6年の時点で2,363人になることが見込まれています。

総人口と年齢3区分別人口の推計結果



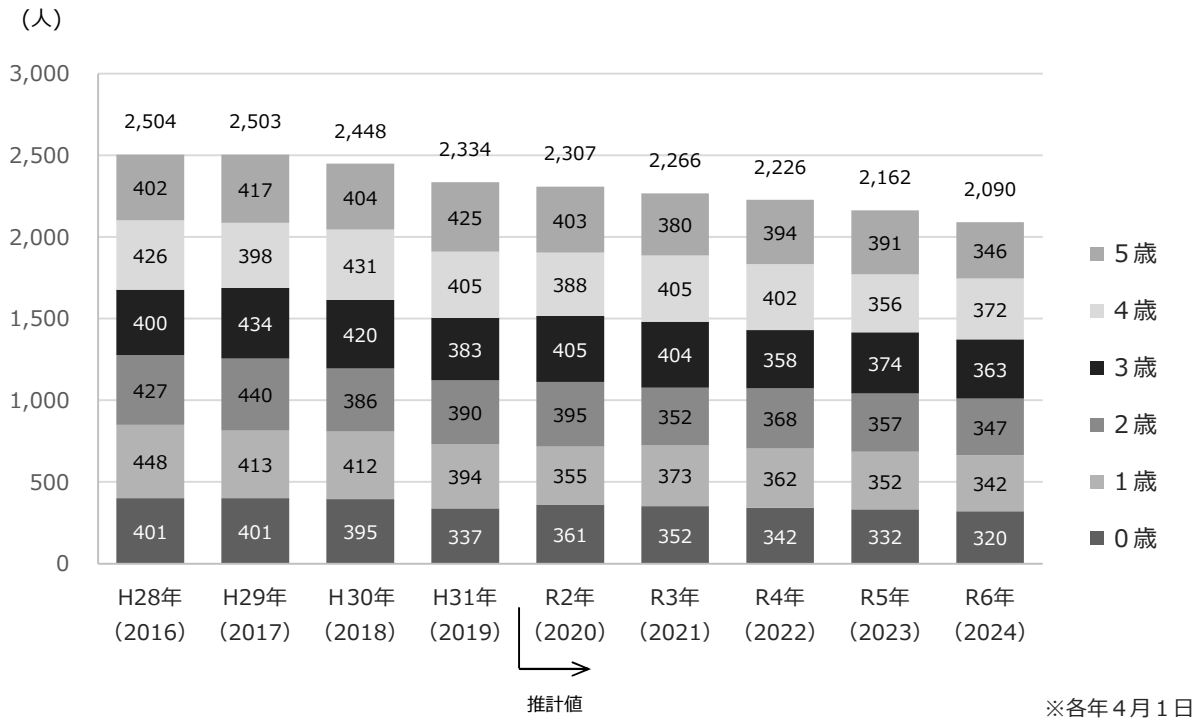
資料：H28～H31年は住民基本台帳

年齢3区分別人口の比較（平成30（2018）年10月1日現在）（単位：％）

	長与町	長崎県	全国
老年人口（65歳以上）	26.1	31.9	28.1
生産年齢人口（15～64歳）	59.2	55.3	59.7
年少人口（15歳未満）	14.7	12.8	12.2

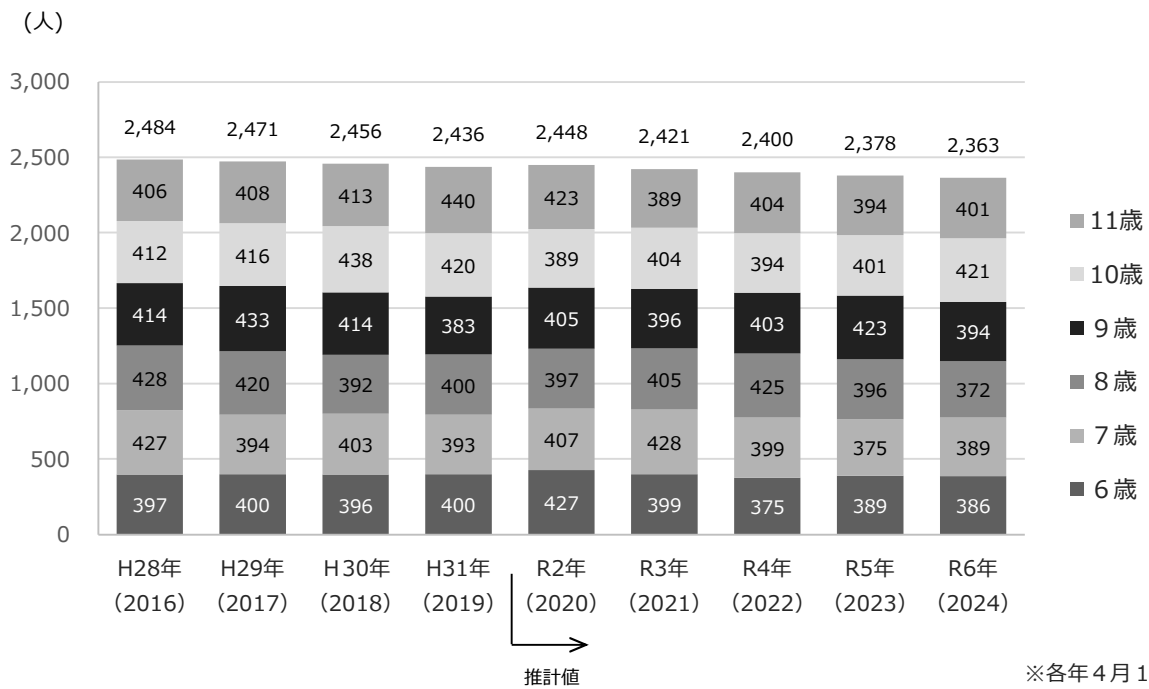
資料：総務省「人口推計」、長崎県異動人口調査

児童人口（0～5歳）の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳

児童人口（6～11歳）の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳

2. 長与町の教育・保育施設の状況

(1) 教育施設【認定こども園1号、幼稚園】

町内3か所の教育施設の入園児数は、年々減少傾向にあります。これは、少子化の影響と共働き世帯の増加（保育施設利用の増加）等によるもので、今後は、低年齢時から保育施設に預ける世帯が増えることで、教育施設利用の減少が見込まれています。

教育施設の推移（認定こども園1号、幼稚園）

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
認定こども園1号 幼稚園1号（か所）	0	0	1	1	1	1	2
幼稚園【未移行】（か所）	3	3	2	2	2	2	1
定員数（人）	980	980	850	850	850	850	560
入園児数（人）	440	393	411	396	391	386	383
充足率	44.9%	40.1%	48.4%	46.6%	46.0%	45.4%	68.4%

※各年5月1日現在（H31のみ4月1日現在）

※入園児数は、町内在住者数のみ計上

(2) 保育施設【認可保育所、認定こども園2・3号】

平成27年度より、子ども・子育て支援新制度が開始されると同時に、保育施設への入所要件も緩和され、年々、保育に対する需要が高まっています。

当町においても、保育ニーズは高く、平成31年度の入所児童数は1,040人で、平成25年度と比較すると、約1.31倍に増加しています。

保育施設の定員数についても、保育ニーズに合わせて保育所の整備・改修及び定員の変更等を行いながら、平成25年度の810人から、平成31年度は1,044人まで増員し、約1.29倍になっています。

今後は、共働き世帯の増加等による保育施設利用の低年齢化と将来的な少子化を加味しながら、保育施設及び定員の整備を図っていく必要があります。

保育施設の推移（認可保育所、認定こども園 2・3号）

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
認可保育所数（か所）	7	7	8	9	9	9	9
認定こども園 2・3号（か所）	0	0	1	1	1	1	1
定員数（人）	810	820	921	981	991	1,044	1,044
入所児童数（人）	792	824	926	955	1,003	1,010	1,040
0歳児	39	41	49	44	50	56	47
1・2歳児	294	311	343	375	378	363	392
3～5歳児	459	472	534	536	575	591	601
充足率	97.8%	100.5%	100.5%	97.3%	101.2%	96.7%	99.6%

※各年 4月 1日現在

※入所児童数は、町内在住者のみ計上

（3）保育施設における広域利用の状況

本町は、長崎市のベッドタウンという地域の特性もあり、広域利用については町外からの受け入れ（受託）よりも、町外保育施設への委託が多い状況にあります。

また、教育施設についても、近年約 200 人の町内児童が町外の施設へ入園しています。

保育施設（認可保育所、認定こども園 2・3号）

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
広域利用の委託（人）	9	19	58	67	72	47	52
広域利用の受託（人）	12	9	17	15	12	7	2

※各年 4月 1日現在

※広域利用の委託とは、町内在住者の児童が（を）、他市町村の保育所等に入所（委託）するもの

※広域利用の受託とは、町外在住者の児童が（を）、長与町内の保育所等に入所（受託）するもの

3. アンケート調査からみる子育ての状況

(1) 調査の実施概要

第2期長与町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、本町における教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を把握・算出する基礎として、住民の教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査票の種類と調査方法

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①就学前児童調査		
就学前児童（0～6歳）の保護者	全数調査 （兄弟姉妹等は除く）	郵送による配布・回収
②小学生児童調査		
小学生児童（1～6年生）の保護者	全数調査 （兄弟姉妹等は除く）	郵送による配布・回収

【調査期間】平成30年11月

【調査対象地区】町内全域

調査票の配布・回収結果

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	1,868	917	10	907	48.6%
②小学生児童調査	1,847	936	21	915	49.5%
総計	3,715	1,853	31	1,822	49.0%

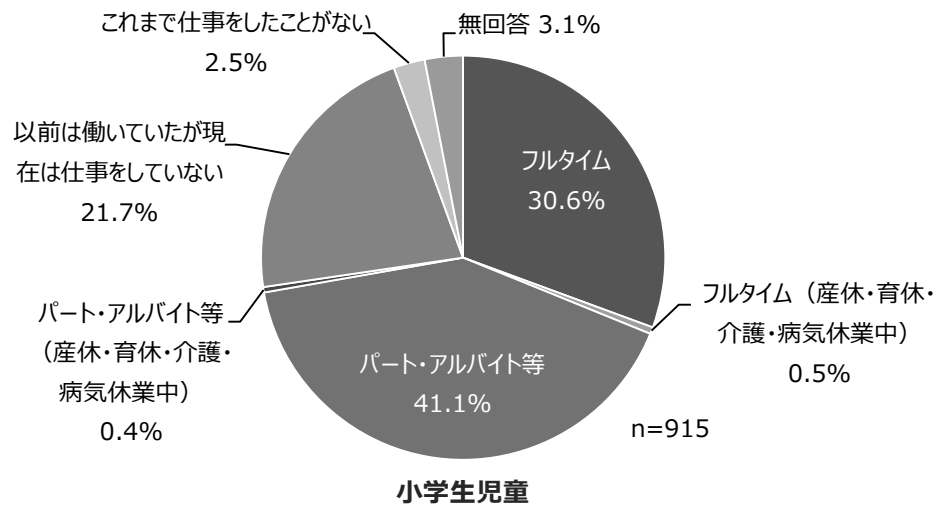
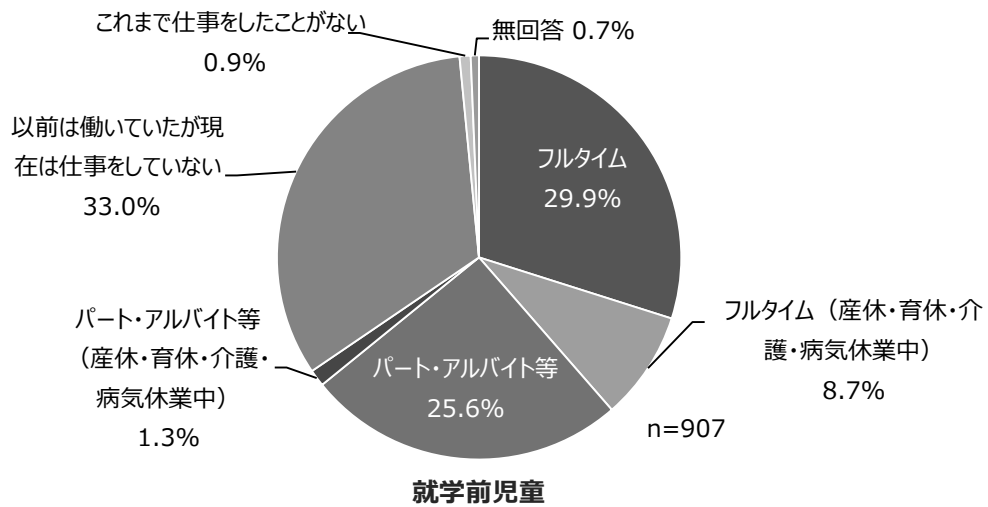
※白票等には集計対象の期間を過ぎて提出された分も含む

(2) 主な調査結果

①母親の就労状況

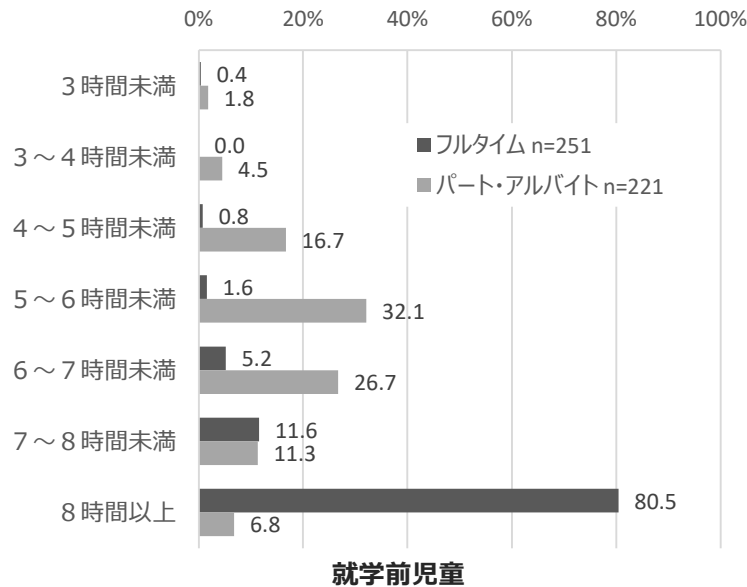
就学前児童では、「以前は働いていたが現在は仕事をしていない」が33.0%と最も高く、次いで「フルタイム」(29.9%)、「パート・アルバイト等」(25.6%)、「フルタイム(産休・育休・介護・病気休業中)」(8.7%)と続いています。

小学生児童では、「パート・アルバイト等」が41.1%と最も高く、次いで「フルタイム」(30.6%)、「以前は働いていたが現在は仕事をしていない」(21.7%)と続いています。



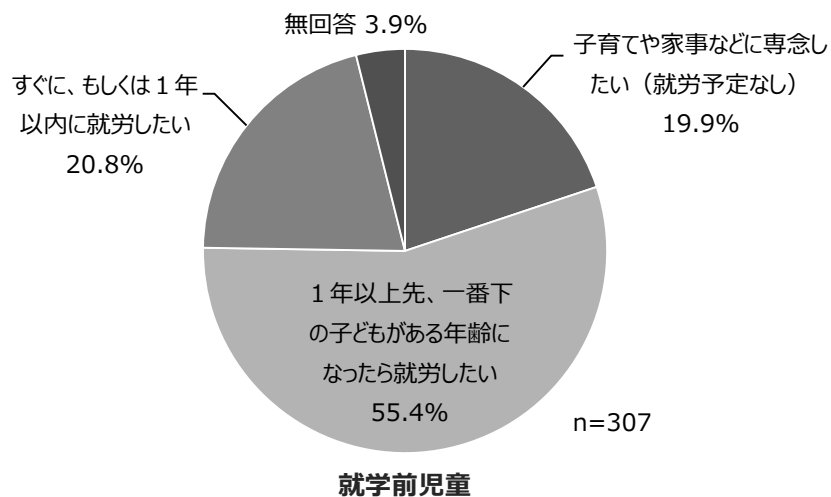
②就労している母親の平均就労時間（1日あたり）

就労している就学前児童の母親について、フルタイムでは、「8時間以上」が80.5%となっています。パート・アルバイトでは「5～6時間未満」が32.1%と最も高く、次いで「6～7時間未満」(26.7%)、「4～5時間未満」(16.7%)、「7～8時間未満」(11.3%)と続いています。



③現在、就労していない母親の今後の就労意向

現在、就労していない就学前児童の母親について、「1年以上先、一番下の子どもがある年齢になったら就労したい」が55.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(20.8%)、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」(19.9%)と続いています。



④現在の家庭類型

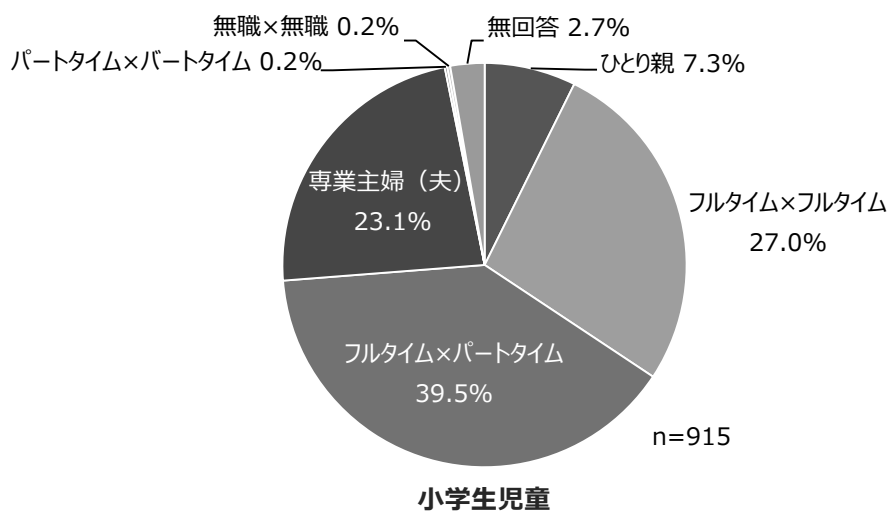
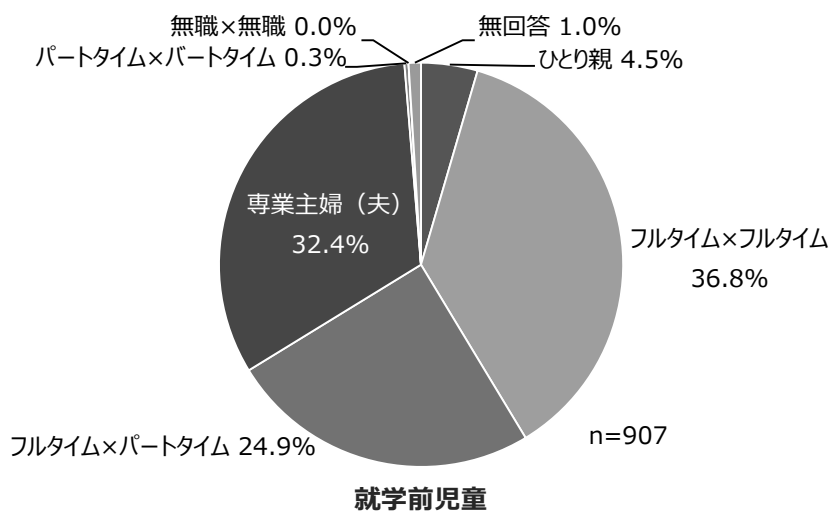
就学前児童では、「フルタイム×フルタイム」が36.8%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）」（32.4%）、「フルタイム×パートタイム」（24.9%）、「ひとり親」（4.5%）と続いています。

小学生児童では、「フルタイム×パートタイム」が39.5%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」（27.0%）、「専業主婦（夫）」（23.1%）、「ひとり親」（7.3%）と続いています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型（就労形態の組み合わせ）を算出

※アルバイトはパートタイムに含む

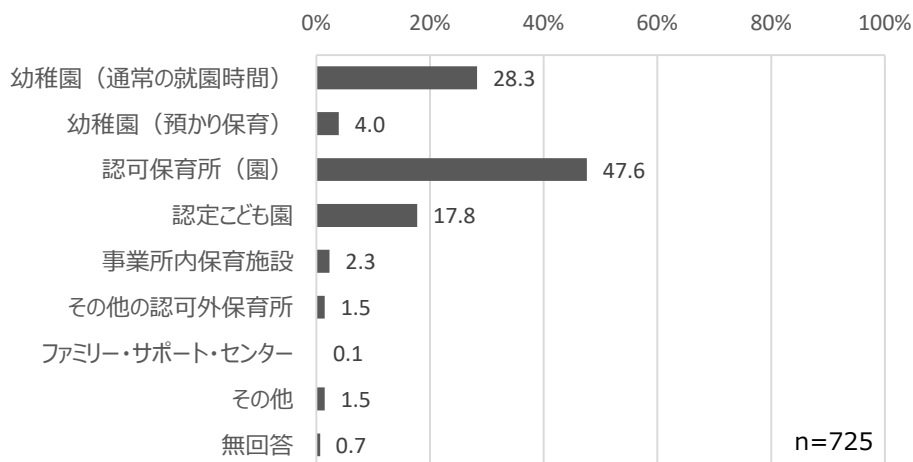
※産休・育休・介護休業中は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含む



⑤現在利用している教育・保育事業

「認可保育所(園)」が47.6%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」(28.3%)、「認定こども園」(17.8%)、「幼稚園(預かり保育)」(4.0%)と続いています。

家庭類型ごとにみると、専業主婦(夫)の「幼稚園(通常の就園時間)」(61.9%)は全体より33.6ポイント高くなっています。「認可保育所(園)」のフルタイム×フルタイムは72.9%となっています。



就学前児童

就学前児童 家庭類型ごと 利用している教育・保育事業 (単位: %)

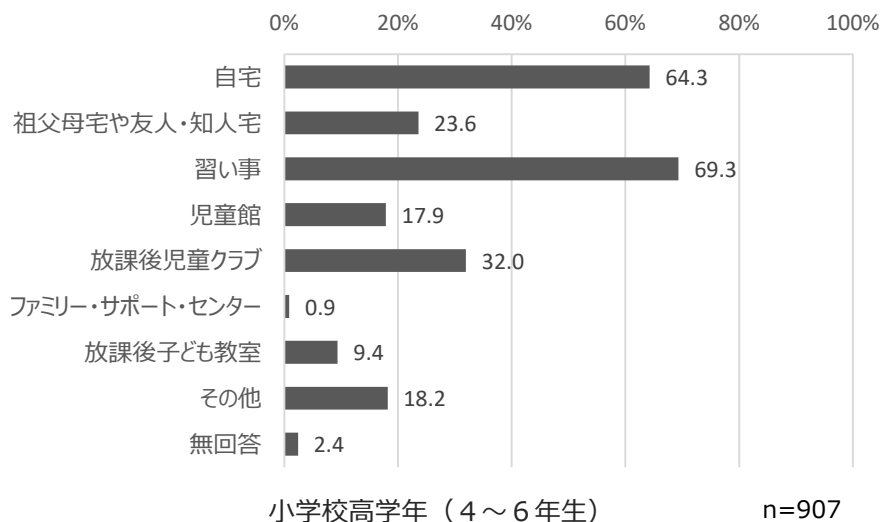
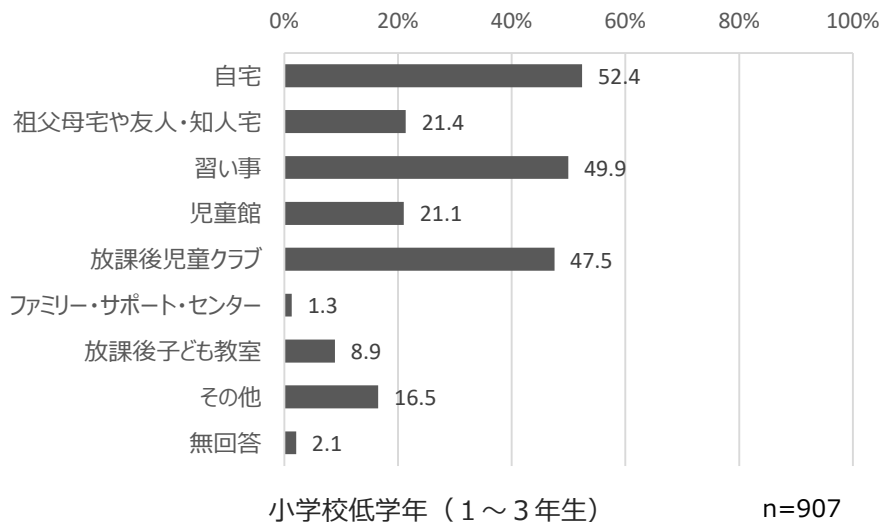
<回答者数>	全体	ひとり親	フルタイム フルタイム	フルタイム パート	専業主婦 (夫)	パート パート	無職 無職
	725	32	291	215	176	3	0
幼稚園(通常の就園時間)	28.3	21.9	10.0	24.7	61.9	33.3	0.0
幼稚園(預かり保育)	4.0	0.0	3.8	6.0	2.8	0.0	0.0
認可保育所(園)	47.6	43.8	72.9	49.8	4.5	66.7	0.0
認定こども園	17.8	21.9	9.6	19.5	29.5	0.0	0.0
事業所内保育施設	2.3	0.0	4.8	1.4	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育所	1.5	6.3	1.7	0.9	1.1	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
その他	1.5	0.0	0.0	1.9	4.0	0.0	0.0
無回答	0.7	6.3	0.7	0.5	0.0	0.0	0.0

※回答者数の単位は人

⑥未就学児童における小学校就学後の放課後の過ごし方の意向

小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が52.4%、「習い事」（49.9%）、「放課後児童クラブ」（47.5%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（21.4%）、「児童館」（21.1%）と続いています。

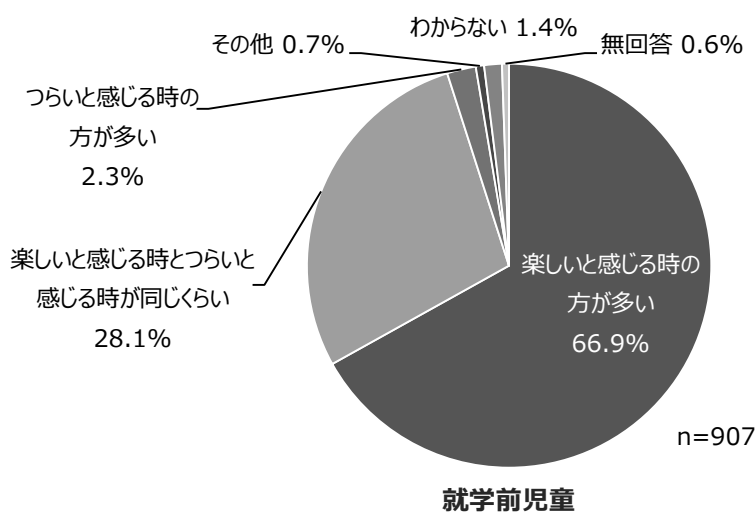
小学校高学年（4～6年生）では、「習い事」が69.3%、「自宅」（64.3%）、「放課後児童クラブ」（32.0%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（23.6%）、「その他」（18.2%）と続いています。



⑦子育てについて感じていること

「楽しいと感じる時の方が多い」が66.9%、「楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい」が28.1%となっています。

家庭類型ごとにみると、フルタイム×フルタイムの「楽しいと感じる時の方が多い」(73.7%)は、全体より6.8ポイント高くなっています。



就学前児童 家庭類型ごと 子育てについて感じていること

(単位：%)

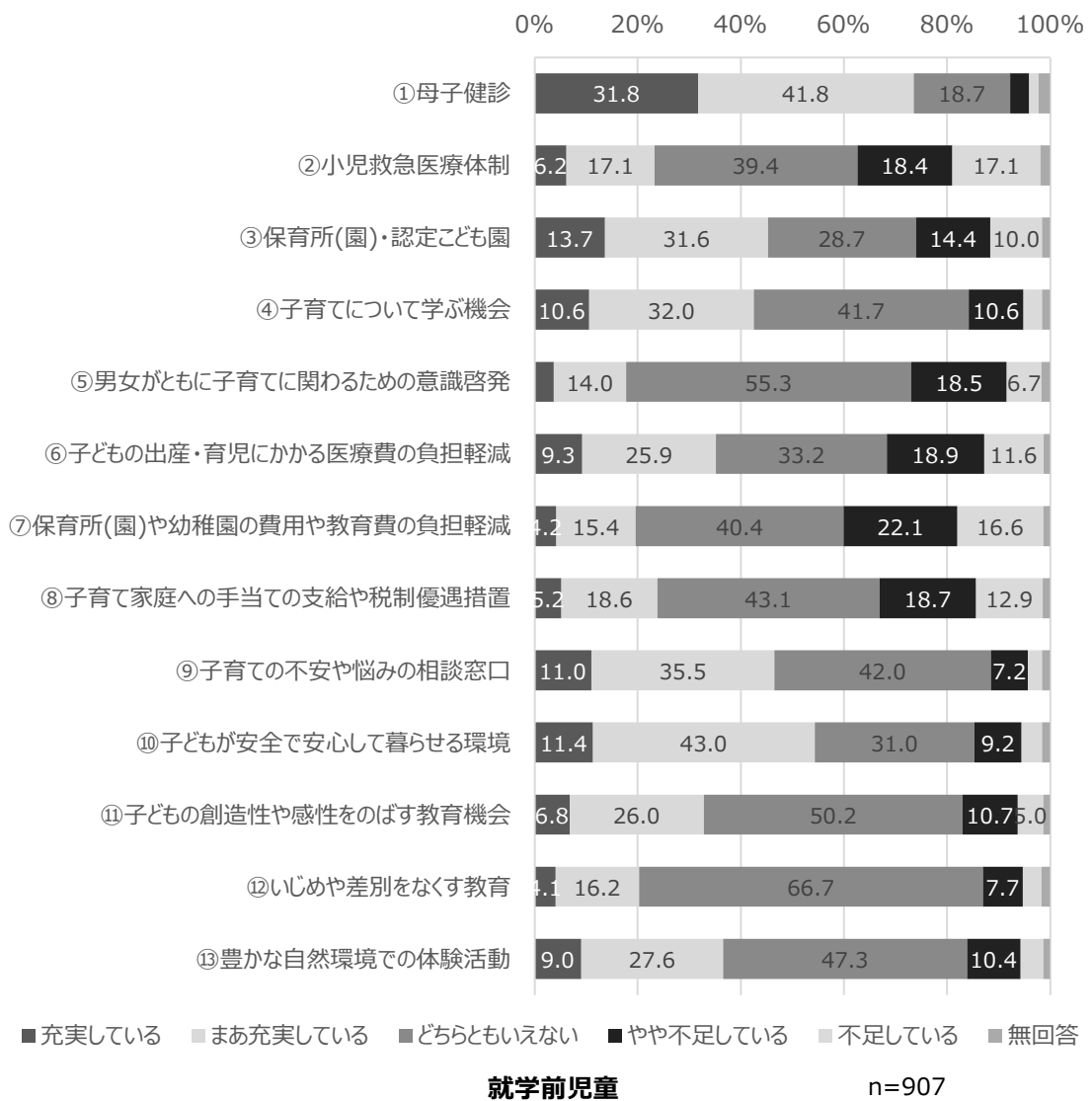
	全体	ひとり親	フルタイム フルタイム	フルタイム パート	専業主婦 (夫)	パート パート	無職 無職
<回答者数>	907	41	334	226	294	3	0
楽しいと感じる時の方が多い	66.9	58.5	73.7	59.7	65.6	66.7	0.0
楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい	28.1	29.3	25.4	33.6	27.2	33.3	0.0
つらいと感じる時の方が多い	2.3	4.9	0.6	2.7	3.7	0.0	0.0
その他	0.7	0.0	0.0	1.8	0.7	0.0	0.0
わからない	1.4	4.9	0.0	1.3	2.4	0.0	0.0
無回答	0.6	2.4	0.3	0.9	0.3	0.0	0.0

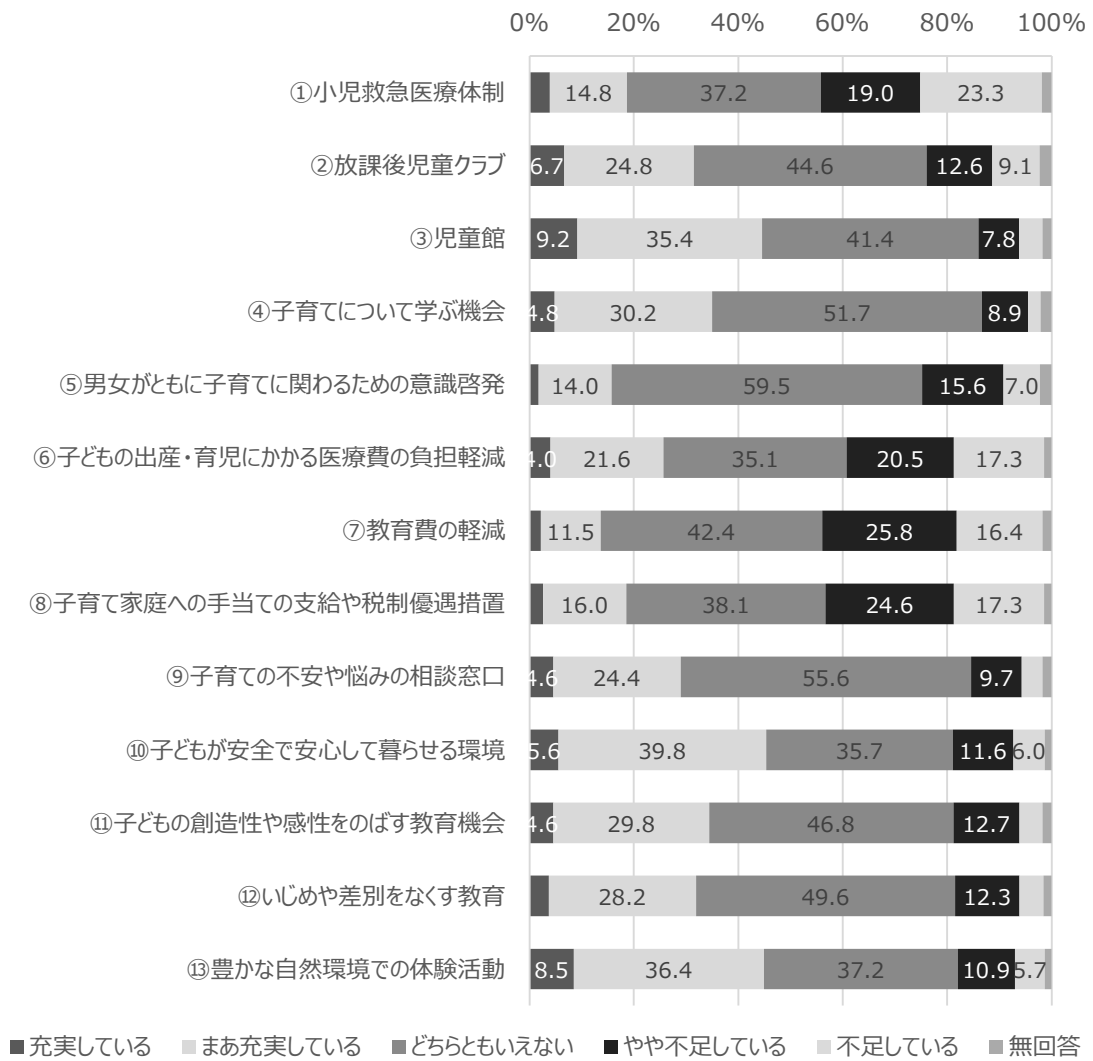
※回答者数の単位は人

⑧長与町の子育て環境の充実度に思うこと

就学前児童の「充実している」や「まあ充実している」は、①母子健診、⑩子どもが安全で安心して暮らせる環境、⑨子育ての不安や悩みの相談窓口などが高くなっています。「やや不足している」や「不足している」は、⑦保育所（園）や幼稚園の費用や教育費の負担軽減、②小児救急医療体制などが高くなっています。

小学生児童の「充実している」や「まあ充実している」は、③児童館、⑩子どもが安全で安心して暮らせる環境、⑬豊かな自然環境での体験活動などが高くなっています。「やや不足している」や「不足している」は、①小児救急医療体制、⑦教育費の軽減などが高くなっています。





小学生児童

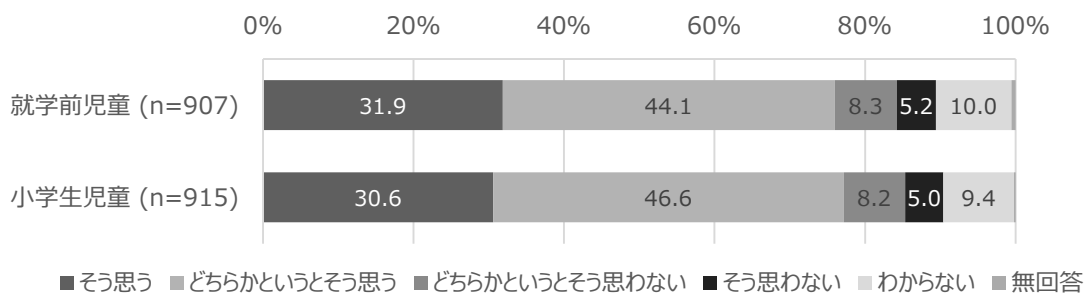
n=915



⑨子育てのしやすさ

就学前児童では、「どちらかというと思う」が 44.1%と最も高く、次いで「そう思う」(31.9%)、「わからない」(10.0%)、「どちらかというと思わない」(8.3%)、「そう思わない」(5.2%)と続いています。

小学生児童では、「どちらかというと思う」が 46.6%と最も高く、次いで「そう思う」(30.6%)、「わからない」(9.4%)、「どちらかというと思わない」(8.2%)、「そう思わない」(5.0%)と続いています。

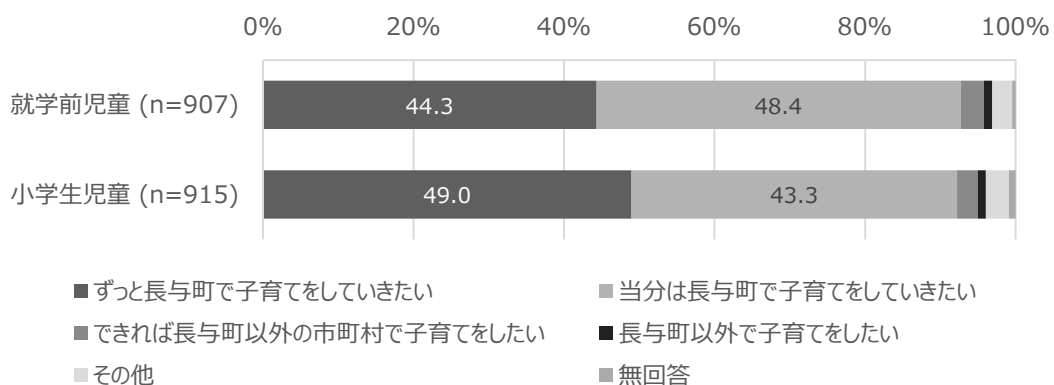


就学前児童・小学生児童

⑩子育てに関する今後の居留意向

就学前児童では、「当分は長与町で子育てをしていきたい」が 48.4%、「ずっと長与町で子育てをしていきたい」が 44.3%となっています。家庭類型ごとに見ると、ひとり親の「ずっと長与町で子育てをしていきたい」(34.1%)は全体より 10.2 ポイント低くなっています。

小学生児童では、「ずっと長与町で子育てをしていきたい」が 49.0%、「当分は長与町で子育てをしていきたい」が 43.3%となっています。



就学前児童・小学生児童

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、近年仕事をしながら子育てする保護者が大変多くなりました。アンケート調査結果によれば、“長与町は子育てしやすい町”と回答する保護者は約80%を占め、“今後も長与町で子育てをしていきたい”とする人は95%を超えています。

すべての家庭が自信をもって、楽しく子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つ環境をつくるよう、地域のみんなで子どもと子育て家庭を応援することが大切です。少子化の進行により子どもの数が減少する中、子どもは“まち”の未来を担う宝であり、子どもと子育て家庭を支援していくことは、活気ある“まち”を維持する重要な取り組みであることを改めて認識する必要があります。

この計画は、現行計画の理念を継承しつつ、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、「子ども・親の目線で、子育てをみんなで考えるまち ながよ」を基本理念として掲げます。

計画の基本理念

『子ども・親の目線で、 子育てをみんなで考えるまち ながよ』

子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益を実現します。

保護者が子育ての充実感や喜びを感じることができるよう、また、子どものよりよい育ちを実現できるよう、地域の協力を得ながら、きめ細かな切れ目のない支援を推進します。

2. 事業を展開する上での基本的な考え方

考え方 その1

多様化するニーズに応えます。

共働き世帯の増加を背景に、幼児期の教育・保育ニーズは年々増加の一途をたどっています。また、小学生には安心・安全な居場所づくりも求められています。

本町では、多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業に適切に対応していくよう、住民のニーズに注視するとともに、人口動向等や将来的なニーズも踏まえ、持続可能な供給体制を整備していきます。

考え方 その2

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を目指します。

核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人は少なくありません。特に、妊娠・出産・育児期の家庭は、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、子育て家庭の訪問等による相談事業が制度化されました。各種事業の更なる充実とニーズに基づいた支援事業の実施を図り、妊娠・出産期からの継続的な支援に努めます。

考え方 その3

支援を必要とする子どもや家庭をきめ細かに対応します。

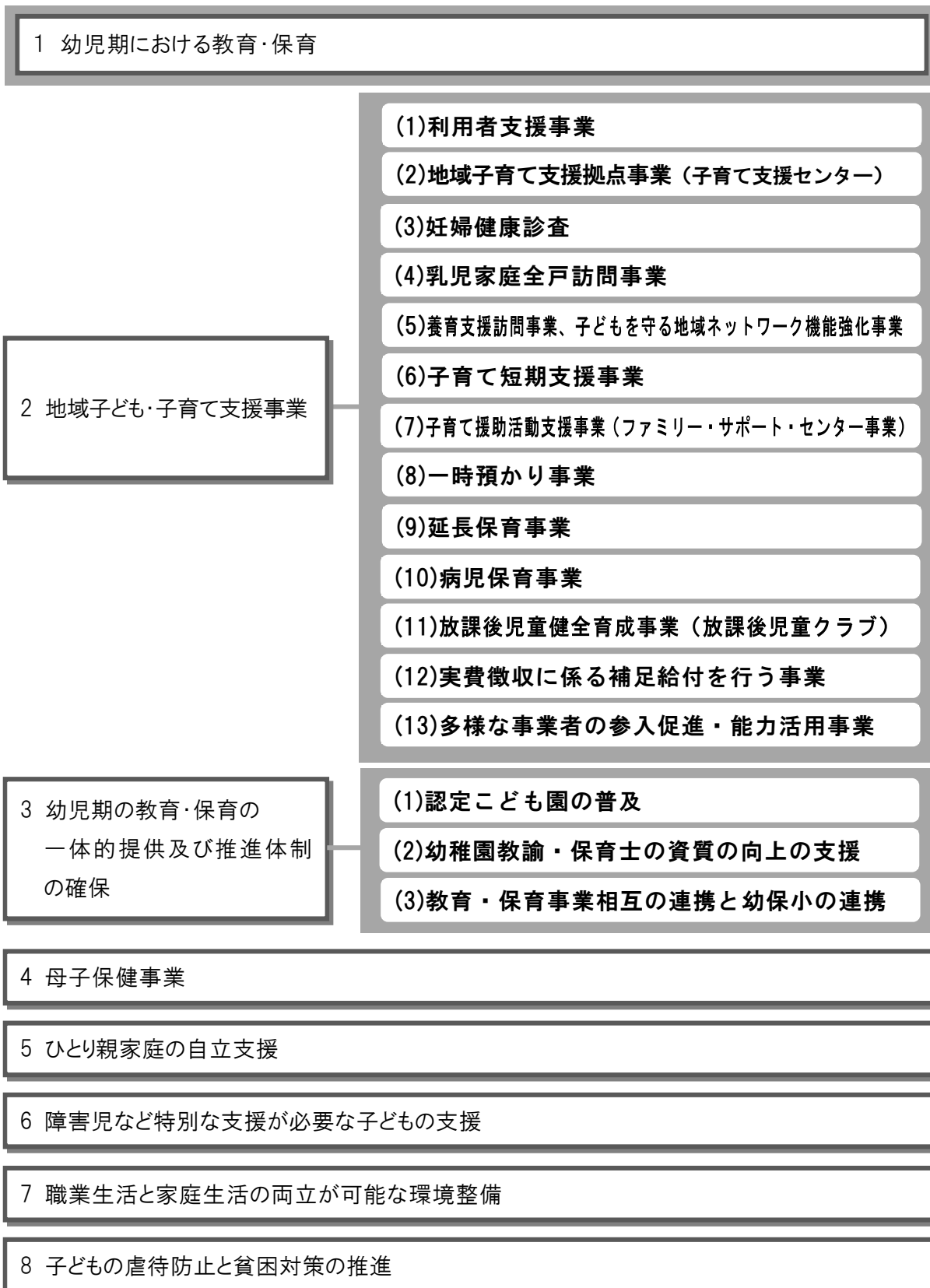
子どもへの虐待に関する報道が目立つようになるなど、子どもの安心・安全を守る上で、虐待の早期発見と的確な支援が強く求められています。

また、子どもの貧困に関する支援も、近年重要になっています。

支援を必要とする子どもや家庭については、見守り・相談・具体的な支援策を基本に、関係機関が連携して総合的に取り組んでいきます。

3. 事業計画の体系

本計画では、基本理念及び基本的な考え方を踏まえ、次の施策・事業を推進します。



4. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

現状の教育・保育提供施設の利用状況や町内の教育・保育提供施設への距離・移動手段を勘案し、本町の教育・保育提供区域は1つとします。



第4章 事業計画

1. 幼児期における教育・保育

<事業の概要>

対象年齢、保育の必要性等によって、1号認定から3号認定に分類され、認定区分に応じて利用できる施設や教育・保育時間が異なります。

1号認定・2号認定・3号認定の区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園 幼稚園 ほか
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	認定こども園 保育所 ほか
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳	あり	満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	認定こども園 保育所 小規模保育施設 ほか

<本町の現状>

近年、出生数については、400人から450人で推移していましたが、平成30年度は350人を下回りました。

しかし、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加等により、保育に対する需要は高まっており、保育所を利用する子どもの低年齢化が進んでいます。

(1) 年度ごとの量の見込みと確保の方策

就学前児童を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示す「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

長与町の方針

- ◇令和3年度より、1か所の幼稚園が認定こども園に移行する予定です。
- ◇教育及び保育の潜在的なニーズも含め、確保が不足する区分については、既存施設の定員の調整・見直し及び広域入所等により、受け入れ態勢の整備と確保に努めます。
- ◇利用が増加傾向にある0～2歳児の受け入れについて、調整を図りながら拡充に努めます。
- ◇保育施設の多様化を踏まえ、特に保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審や保育所内での自己評価を推進します。
- ◇保育料について、国の動向等を注視しながら、すべての子育て世帯への経済的支援に努めます。

①令和2（2020）年度 [4月1日現在]

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定	
					0歳	1歳・2歳
児童数の推計（参考）			1,196		361	750
量の見込み①			517	631	56	405
確保の方策	保教育施設	認可保育所	—	551	112	310
		認定こども園	130	25	12	34
		幼稚園	120	—	—	—
	保地域事業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	2	7
		認可外保育施設	—	0	3	27
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
		その他	0	0	0	0
確保の方策の合計②			530	576	129	378
過不足②－①			13	▲55	73	▲27

②令和3（2021）年度 [4月1日現在]

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定	
					0歳	1歳・2歳
児童数の推計（参考）			1,189		352	725
量の見込み①			502	639	55	392
確保の方策	教育・ 保育施設	認可保育所	—	551	112	310
		認定こども園	190	55	22	54
		幼稚園	0	—	—	—
	地域型 保育事業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	2	7
		認可外保育施設	—	0	3	27
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		0	0	0	0	
確保の方策の合計②			470	606	139	398
過不足②－①			▲32	▲33	84	6

③令和4（2022）年度 [4月1日現在]

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定	
					0歳	1歳・2歳
児童数の推計（参考）			1,154		342	730
量の見込み①			476	632	55	398
確保の方策	教育・ 保育施設	認可保育所	—	551	112	310
		認定こども園	190	55	22	54
		幼稚園	0	—	—	—
	地域型 保育事業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	2	7
		認可外保育施設	—	0	3	27
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		0	0	0	0	
確保の方策の合計②			470	606	139	398
過不足②－①			▲6	▲26	84	0

④令和5（2023）年度 [4月1日現在]

(単位：人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳・2歳	
児童数の推計（参考）		1,121		332	709	
量の見込み①		452	624	53	386	
確保の方策	教育・ 保育施設	認可保育所	—	551	112	310
		認定こども園	190	55	22	54
		幼稚園	0	—	—	—
	地域型 保育事業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	2	7
		認可外保育施設	—	0	3	27
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		0	0	0	0	
確保の方策の合計②		470	606	139	398	
過不足②－①		18	▲18	86	12	

⑤令和6（2024）年度 [4月1日現在]

(単位：人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳・2歳	
児童数の推計（参考）		1,081		320	689	
量の見込み①		436	602	53	379	
確保の方策	教育・ 保育施設	認可保育所	—	551	112	310
		認定こども園	190	55	22	54
		幼稚園	0	—	—	—
	地域型 保育事業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	2	7
		認可外保育施設	—	0	3	27
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		0	0	0	0	
確保の方策の合計②		470	606	139	398	
過不足②－①		34	4	86	19	

2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業として、以下の13事業を実施し、出産や子育て期間中の各段階に応じた多様なサービスを選択できるように、体制の整備に努めます。

また、事業の実施にあたっては、関係機関や地域と協働し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

量の見込みと確保方策については、ニーズ調査の結果をもとに、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算（一部補正あり）し、計画年度における確保の方策を設定しています。

なお、令和元年度の量の見込み（年間で算出するもの）については、見込み値を計上しています。

（1）利用者支援事業

<事業の概要>

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。利用者支援事業は、以下の3つの類型があります。

- 【基本型】 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。
- 【特定型】 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。
- 【母子保健型】 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を実施する。

<本町の現状>

本町では、平成29年度から、役場こども政策課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、従来実施していた母子保健型に基本型を追加して、利用者支援事業の拡充を図っています。子育て世代包括支援センターでは、保健師や保育士等の専門職を配置することにより、より充実したワンストップ総合相談窓口として、個別ニーズの把握や利用者の立場に立った総合的な利用者支援を行っています。

第1期計画の実績

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
実施か所数 (か所)	基本型	0	0	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	1	1	1	1

第2期計画における確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保の方策 (か所)	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

長与町の方針

◇子ども・子育てのワンストップ総合相談窓口として、個別ニーズの把握に努めながら、利用者の立場に立ち、より充実した利用者支援を行います。

◇各関係機関等との連携・調整及び更なるネットワークの構築に努め、利用者に寄り添ったサービスを提供します。



(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

<事業の概要>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<本町の現状>

長与町子育て支援センターおひさまひろば、高田児童館、上長与児童館、長与北児童館、長与南児童館、長与児童館の6か所で地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を実施しています。

第1期計画の実績（0～2歳）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用回数（人回/年）	9,281	9,534	11,063	11,330	13,900
実施か所数（か所）	3	3	8	6	6

第2期計画における量の見込みと確保の方策（0～2歳）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	延べ利用回数 (人回/年)	14,162	13,737	13,668	13,272	12,873
確保の方策	実施か所数 (か所)	6	6	6	6	6

長与町の方針

- ◇地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ◇各子育て支援機関等と連携することにより、育児相談及び遊びの提供など、多様な子育て支援活動を実施し、子育て親子が集う場として魅力ある場所になるよう努めます。

(3) 妊婦健康診査

<事業の概要>

母子保健法第 13 条に基づき、本町に住所を有する妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を行う事業です。

<本町の現状>

本町では、国が定める基準に沿って、妊娠初期から出産まで 14 回の健診があり、妊娠の届出を受けた際に、健康診査受診票を交付しています。

第 1 期計画の実績

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元度 (2019)
妊娠届出数 (件)	420	432	391	385	369
1 回目健診回数 (回)	391	401	359	348	332
2～14 回目健診回数 (回)	4,997	5,893	4,796	4,343	4,317

第 2 期計画における量の見込みと確保の方策

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み	受診票交付件数 (件)	367	358	349	337	326
	健診回数 (回)	4,624	4,511	4,397	4,246	4,108
確保の方策	受診票交付件数 (件)	420	420	420	420	420
	健診回数 (回)	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880

長与町の方針

◇公費負担による妊婦健診等の実施体制を確保し、子育て世代包括支援センターにおいて、適時の受診を促すとともに、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

<事業の概要>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<本町の現状>

本町では、町が委託した母子保健推進員が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や育児の悩みに対応しています。

専門的な支援が必要な場合には、保健師等が訪問し、産後ケア事業や養育支援訪問事業等につなげています。

また、出産直後の母子への心身のケア及び育児サポートを充実させるため、保健師による全戸電話訪問等を実施しています。

第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
訪問件数(件)	452	427	415	343	369

第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	訪問件数 (件)	367	358	349	337	326
確保の方策	訪問件数 (件)	420	420	420	420	420

長与町の方針

◇今後も訪問事業の充実を図り、産後のサポート体制の充実を図ります。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<事業の概要>

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

<本町の現状>

訪問事業により、養育支援が必要と認められる家庭に対して、専門的相談や育児・家事等の援助を行うことで育児不安の軽減を図るとともに、児童虐待の予防に寄与しています。

また、児童相談所や西彼福祉事務所、保健所、警察署、医師会、小中学校、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、人権擁護委員、民生委員児童委員、母子保健推進員及び町内関係部署の各関係機関により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議のほか、定期的に支援内容の検討を行う「実務者会議」、個別に検討が必要なケースについての「個別ケース検討会議」を開催しています。

第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
訪問件数(件)	85	53	211	114	140
要保護児童対策地域協議会 開催回数(回)	2	4	4	4	4
ケース検討会開催回数(回)	6	11	20	21	20

第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	訪問件数 (件)	140	140	140	140	140
確保の方策	訪問件数 (件)	180	180	180	180	180

長与町の方針

- ◇児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。
- ◇虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。

(6) 子育て短期支援事業

<事業の概要>

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

<本町の現状>

本町では、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業いずれも、長崎市4か所「マリア園」、「明星園」、「西山台保育園」、「浦上養育院」、大村市1か所「光と緑の園」に業務委託して実施しています。

第1期計画の実績

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用者数 (人/年)		0	2	0	0	0
延べ利用日数 (人日/年)	短期入所 生活援助事業	0	14	0	0	0
	夜間養護等 事業	0	0	0	0	0

第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
量の見込み	延べ利用者数 (人/年)	3	3	3	2	2	
確保 の方 策	契約施設数 (か所)	5	5	5	5	5	
	延べ 利用日数 (人日/年)	短期入所 生活援助事業	28	28	28	28	28
		夜間養護等 事業	24	24	24	24	24

長与町の方針

- ◇事業を知らない方も多いことから、周知を図っていきます。
- ◇児童虐待の予防に向けて、要保護児童世帯の利用に対処します。
- ◇世帯の所得状況等に応じて利用料を補助し、利用者の負担軽減に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業の概要>

乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

<本町の現状>

本町では、会員の登録、援助活動の仲介及び料金の支払い等の運營業務を長与町社会福祉協議会に委託して実施しています。

町内在住者で、生後3か月から小学6年生までの子どもをもつ方が利用でき、地域で子育ての助け合い及び子育てのサポートとして、一時保育等を行っています。

平成31年4月からは、1市2町（長崎市・時津町・長与町）による広域連携中枢都市圏の事業として、相互利用を行っています。

第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用日数（人日/年）	501	630	503	640	650

第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	延べ利用日数 (人日/年)	645	642	639	635	635
確保の方策	延べ利用日数 (人日/年)	750	750	750	750	750

長与町の方針

- ◇今後も利用会員と協力会員の確保に努めます。
- ◇利便性の向上に向けて、1市2町による相互利用を促進します。
- ◇合計1,000人以上の会員登録に努め、補助事業を活用することによって、社会福祉協議会への継続的な支援を行っていきます。

(8) 一時預かり事業

<事業の概要>

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園や幼稚園での預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

<本町の現状>

本町では、認定こども園、幼稚園での預かり保育、また保育所での自主事業を含め、11か所で実施しています。

第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用日数(人日/年)	22,497	24,308	24,013	24,522	25,300
実施か所数(か所)	11	12	12	11	11

※実施か所数には、自主事業で実施している施設を含みます。

第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
量 の 見 込 み	1号認定による延べ利用日数(預かり保育) (人日/年)	21,749	21,623	20,987	20,388	19,659	
	上記以外の延べ利用日数 (一時保育) (人日/年)	2,807	2,696	2,647	2,570	2,482	
確 保 の 方 策	延べ 利用日数 (人日/年)	認定こども園 幼稚園	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
		幼稚園 (未移行)	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
		認可保育所	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	実施 か所数 (か所)	認定こども園 幼稚園	2	2	2	2	2
		幼稚園 (未移行)	1	1	1	1	1
		認可保育所	3	3	3	3	3

※実施か所数は、幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設の確認に関する公示を行った施設数を計上しています。

長与町の方針

◇多くの需要に対応するため、本事業の普及を推進し、保護者の就労、行事参加及び育児疲れ等、保護者の心理的・身体的負担の軽減を図ります。

(9) 延長保育事業

<事業の概要>

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

<本町の現状>

本町では、町内すべての認可保育所、認定こども園で実施しています。

第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元度 (2019)
実利用者数(人/年)	700	733	720	793	823
延べ利用日数(人日/年)	39,837	36,987	45,491	41,466	40,223
実施か所数(か所)	10	10	10	10	10

第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	実利用者数 (人/年)	871	855	840	816	789
確保の方策	実利用者数 (人/年)	900	900	900	900	900
	実施か所数 (か所)	10	10	10	10	10

長与町の方針

◇今後もすべての認可保育所、認定こども園で実施します。

(10) 病児保育事業

<事業の概要>

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型及び非施設型（訪問型）があります。

<本町の現状>

本町では、令和元年8月に病児対応型が1か所開所し、事業が再開されました

第1期計画の実績

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用日数（人日/年）		324	489	0	0	250
実施 か所 数	病児対応型	1	1	0	0	1
	病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良型	0	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0	0

第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
量の見込み	延べ利用日数 (人日/年)	532	522	513	498	481	
確保 の方 策	延べ利用日数（人日/年）	800	1,400	1,400	1,400	1,400	
	実施 か所 数 (か所)	病児対応型	1	2	2	2	2
		病後児対応型	0	0	0	0	0
		体調不良型	0	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0	0	

長与町の方針

◇今後もニーズを見極めながら、子育てと仕事の両立を支援するために、必要な環境整備に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

<事業の概要>

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

<本町の現状>

本町では、各小学校区、計 11 クラブ（保護者会運営：5クラブ、法人運営：6クラブ）12 支援で実施しています。[令和 2 年 3 月現在]

第 1 期計画の実績

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元度 (2019)
申込者数（人）		460	477	548	521	523
利用者数（人/年）		－	－	518	415	428
利用者数 (人/年)	1 年生	128	141	155	122	120
	2 年生	109	125	127	108	101
	3 年生	80	89	101	75	90
	4 年生	74	53	66	50	58
	5 年生	26	53	35	38	30
	6 年生	43	16	34	22	29
実施か所数※支援数（支援）		9	9	10	12	12

第 2 期計画における量の見込みと確保の方策

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み	申込者数（人）	525	524	519	514	511
	利用者数 (人/年)	436	435	431	427	424
確保の方策	利用者数（定員） (人)	492	492	492	492	492
	実施か所数 ※支援数（支援）	12	12	12	12	12

※申込者数とは、実人数（在籍者数）のことであり、利用者数とは異なります。利用者数とは、登録者数を意味し、週の利用日数に応じた平均値であり、クラブを整備（確保）するための基礎の数値となるものです。

長与町の方針

- ◇放課後の子どもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、住民ニーズを見極めながら、必要な整備を行います。
- ◇適切な事業の運営体制が整備されるよう、必要な情報を提供します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

＜事業の概要＞

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所、認定こども園、幼稚園等に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

＜本町の現状＞

副食材料費に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の助成を行っています。

長与町の方針

- ◇本事業の周知を図ると同時に、今後も引き続き、低所得世帯への支援を継続していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

＜事業の概要＞

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進する事業です。待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入を促進し、多様な事業者の能力活用を図ります。

長与町の方針

- ◇量の見込みを見据えながら、必要に応じて良質な民間事業者の参入を進めます。

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、幼児期の教育・保育を一体的に受け取ることが可能な施設として、町はその普及のための取り組みを実施することとなっています。

長与町の方針	
	◇幼稚園と保育所の機能を備えた認定こども園の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。
	◇認定こども園は新制度に基づく教育・保育の一体的な提供が可能な施設であり、本事業の2号認定のニーズに対応できることから、事業者の意向を踏まえた支援を行います。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質の向上が不可欠であるため、次のことに取り組みます。

長与町の方針	
幼稚園教諭と保育士の合同研修	◇教育と保育を一体的に提供するため、幼稚園教諭と保育士が情報や課題を共有できるよう、合同研修の開催等の支援を行います。
保育士の処遇改善	◇全国的に保育士の確保が困難となっている状況から、国や県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。
特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質の向上	◇健康状態や発達状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。

(3) 教育・保育事業相互の連携と幼保小の連携

妊娠・出産から学童期までの一貫した支援を目指すため、次のような取り組みを展開します。

長与町の方針	
教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携	<p>◇教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行うものとします。</p> <p>◇原則として、満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるように、教育・保育施設と地域型保育事業との連携を図ります。</p>
幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続の支援	<p>◇子どもの育ちの連続性を確保するため、各教育・保育施設と小学校間において、個人情報に配慮しながら、子ども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などの情報共有を図ります。</p>



4. 母子保健事業

母子保健法及び児童福祉法等に基づき妊産婦、乳幼児に対して健康診査、保健指導、訪問指導等の事業を行い、保護者及び乳幼児の健康維持・増進を図ります。

長与町の方針	
◇妊娠から出産、学童期に移行するまでの母子保健対策について、切れ目のない支援を行います。	
◇子どもの健康づくりを通して、親の健康づくりの取り組みを推進します。	

主な取り組み	
母子健康手帳の交付	◇妊娠の届出をしたときに交付し、妊娠・分娩の経過や子どもが小学校に入学するまでの健康状態や、健康診査、保健指導、予防接種なども記録します。 ◇妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を一体的に提供するため、他機関・他職種との連携に努めます。
妊婦一般健康診査	◇妊婦健診14回分を公費負担で実施します。
パパママ学級 マタニティクッキング	◇妊娠・出産・子育てに役立つ情報の提供、仲間との交流により子育て不安の解消を図ります。 ◇参加促進に向けて、参加しやすい曜日、時間帯、回数等を随時検討していきます。また、妊婦や子育て家庭が参加できる行事やイベント等の情報提供を随時行います。 ◇妊娠中に必要な栄養と食事の量について学びを深め、調理実習を通して調理技術の向上に努めます。
妊婦歯科健康診査	◇妊娠中から母体の歯の健康管理と子どもの成長を支援するため、歯科健康診査の助成を行います。
3～4か月児健康診査 1歳9か月児健康診査 3歳児健康診査	◇健康の保持増進を図るため、乳幼児に対し、母子保健法に基づく問診・計測・診察・保健指導等を行います。 ◇就学前後の切れ目のない支援を実施するため、妊娠期、乳幼児期、学齢期の健診情報の一元的活用の検討を行います。
9～10か月児健康診査	◇医療機関で9～10か月児の健康診査の受診ができるよう委託により実施します。

主な取り組み	
予防接種	<p>◇個別接種（BCG、二種・三種・四種混合、不活化ポリオ、麻疹・風疹、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、子宮頸がん、B型肝炎、インフルエンザ）を実施します。</p> <p>◇おたふくかぜ等の任意接種について、その内容や重要性等を広く周知し、接種率の向上に努めます。</p>
新生児聴覚検査	<p>◇聴覚障害児を早期に発見し、早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を実施します。</p> <p>◇難聴児の早期支援及び切れ目のない支援に向けた保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携を図ります。</p>
1～2か月児相談 離乳食教室 モグモグ教室 お誕生相談 ほかほか広場 ミニキッチン	<p>◇専門職による集団講話を通して乳幼児の発育発達について学習し、見通しをもった育児を支援するとともに、個別の相談や離乳食等の試食も実施します。</p> <p>◇集団を対象とした教育の場に参加が難しい対象者については、個別でフォローする等、対象のニーズや家庭状況に合わせて支援方法を変えていきます。</p> <p>◇「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を基点とし、子育て家庭全般の把握及び要支援児童・要保護児童等への支援を実施します。</p>
フッ素塗布事業	<p>◇歯の健康に対する意識の向上を図ります。</p> <p>◇歯の衛生状態を観察し、歯みがきの実技指導を行います。</p>
すくすくキッズ	<p>◇精神・運動発達が気になる子ども及び育児不安やストレスを抱え、母子関係に問題がある親子を対象としたお遊び教室を実施します。</p> <p>◇切れ目のない発達支援を目指し、各種事業及び他職種との連携の強化を図ります。</p>
ことばの相談	<p>◇ことばが遅い、コミュニケーションがとりづらい、発音が不明瞭など、ことばについて心配な就学前の児童に対して、言語聴覚士等による相談を行います。</p>
のびのび子育て教室	<p>◇小さく生まれた子どもとその親が「いきいき」、「のびのび」と安心して生活できることを目的に、親子遊びや専門職の講話、グループワークを通して、子どもの健全な発達支援及び親の育児不安等の軽減を図ります。</p>

主な取り組み	
育児相談の日	◇子育て相談専門員が、町内の各子育て支援センターを巡回し、育児相談を行います。
養育支援訪問事業	◇子育て経験者等による育児・家事の援助、または保健師等専門職による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。 ◇複雑化するケースに対して、研修会等を定期的を開催し、支援に携わる従事者の質の向上を図ります。
産後ケア事業	◇生後3か月未満の乳児及びその母親のうち、専門職による心身のケアが必要で、かつ親族等から産後の支援が得られない者を対象に実施します。 ◇産後のサポート体制の充実を図るため、委託可能な施設数を増やし、対象者が自分のニーズに合った場所を選択できることを目指します。



5. ひとり親家庭の自立支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身健やかに成長できるよう「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた支援を行います。

また、ひとり親を対象に、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援、福祉資金の貸付を行います。

長与町の方針	
◇離婚をされる際には、養育面と面会交流について取り決めることを推進します。	
◇母子家庭や父子家庭等の方々の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の一部を助成します。	
◇父母の離婚・父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、児童扶養手当を支給し、ひとり親世帯の生活の安定と自立を促進します。	
◇相談においては、母子・父子世帯それぞれが抱える特有な課題に対し適切に相談に応じていきます。	
◇福祉資金制度の周知に努めます。	

主な取り組み	
要保護及び準要保護児童生徒就学援助	◇経済的理由によって就学困難な小中学生に対して学用品費や給食費等の援助を行います。 ◇町ホームページや広報等を活用し、制度の周知に努めます。
母子・父子家庭福祉医療	◇母子家庭、父子家庭の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。 ◇制度の案内漏れ等がないよう、周知広報に努めます。
児童扶養手当	◇離婚等によるひとり親の家庭、父または母が重度障害者の家庭で18歳以下の児童等を扶養する者に対して手当を支給します。 ◇制度の案内漏れ等がないよう、周知広報に努めます。

6. 障害児など特別な支援が必要な子どもの支援

障害のある子どもが、身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障害児通所支援等のサービスの充実に取り組んでいきます。

発達障害の子どもを含め、何らかの支援や見守りが必要な子どもは増加傾向にあり、サービス事業者との連携はもとより、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校・医療機関・放課後児童クラブなど、さまざまな関係機関と連携を深めながら支援に取り組めます。

長与町の方針	
◇特定教育・保育施設等、放課後児童健全育成事業において障害児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。	
◇子どもの発達の状況などに合わせて、事業所を保護者等が選択できるよう、事業者情報の提供を行います。	
◇児童発達支援等のサービス等については、障害児福祉計画に基づき見込み量と確保策を定め、定期的な進行管理を行います。	

主な取り組み	
ひばり学級	<p>◇育児不安や発達面に何らかの問題を抱えている親子に対して、相談・講話・親子療育などを行います。</p> <p>◇他の母子保健事業と連携はもとより、養育相談・生活相談等の支援機関との連携を強化していきます。</p>
児童発達支援	<p>◇療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。</p> <p>◇就学前の児童に対する療育の場が、医療・保健・福祉・教育の分野など多岐にわたるため、各々の機関が果たす役割を共有し、利用者・家族を中心として、関係機関同士がつながる体制づくりを目指します。</p>

主な取り組み	
放課後等デイサービス	<p>◇学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</p> <p>◇将来を見据え、自立した生活を送るための援助計画、支援となるよう、相談支援事業所を中心として、利用を勧めていきます。</p>
保育所等訪問支援	<p>◇保育所等の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援を行うことが必要と認められた障害児について、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。</p> <p>◇事業所でのみできることが増えていくのではなく、生活の場で(場面が変わっても、どこでも)発揮できる力が備わるよう、支援に取り組みます。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>◇外出することが著しく困難な重度心身障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。</p> <p>◇医療機関等と連携しながら、安定した生活ができるよう、家族も含めた援助を目指します。</p>
障害児相談支援事業	<p>◇障害児通所サービスを申請した障害児について、障害児支援利用計画の作成、見直し(モニタリング)を行います。</p> <p>◇利用者のニーズを踏まえた、適切な個別支援計画作成に向けて、相談支援専門員の資質の向上を図ります。</p>
日中一時支援	<p>◇家族の就労支援や休息、放課後の居場所の提供等を目的に拡充を図ります。</p> <p>◇児童発達支援や放課後等デイサービスが療育目的なのに対し、日中一時支援はレスパイト(一時的な保護者の休息)の目的も大きいため、他事業とのすみわけを明確化し、必要な利用につなげていきます。</p>
特別支援教育就学奨励事業	<p>◇小学校、中学校の特別支援学級に就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について、その一部を負担します。</p> <p>◇広報・町ホームページ等を活用し、制度内容の周知に努めます。</p>

7. 職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」をはじめ、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が国により策定されました。

これを踏まえ、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の実現を目指します。

長与町の方針	
◇両立支援制度に関する情報提供を行うとともに、働き方の見直し、父親の子育て参加促進など、住民及び事業所等に働きかけを行います。	

主な取り組み	
両立支援制度の情報提供	◇妊娠届時や出生届時に仕事と子育ての両立支援に関する情報を提供します。 ◇医療機関、企業等の関係機関と連携を図り、普及・啓発の対策に取り組みます。
両立支援制度の適切な運用への働きかけ	◇商工会等に代表される産業団体の協力を得ながら、チラシの配布等の啓発活動を行います。また、広報紙等を活用して住民への啓発を行います。
父親の子育て参加の促進	◇妊娠期から乳幼児期では、父親の育児参加の意識を高めるため、参加無料をはじめ、子育て世帯のニーズを踏まえたイベント等を企画します。 ◇パパママ学級、親育ち講座（NP講座）、家庭教育学級で父親の育児への参加意識を高めます。 ◇子どもからお年寄りまで世代を超えた交流の機会をつくり、地域全体で子どもを育てていく意識を高めていきます。
特定事業主行動計画の推進	◇特定事業主行動計画を積極的に推進し、役場を仕事と子育て・家庭の両立支援職場モデルとして住民に規範を示します。 ◇特定事業主行動計画を事業者に呼びかけます。

8. 子どもの虐待防止と貧困対策の推進

子どもの虐待に関する痛ましい事件が増え、社会問題化しています。子どもたちの大切な命・育ちを守るため、専門機関及び関係機関と緊密な連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

また、子どもの貧困問題への関心も高まっており、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させながら検討・推進していきます。

長与町の方針	
◇要保護児童対策地域協議会をはじめとする地域ネットワークの更なる連携強化や担当職員の専門性強化を図り、支援や援助が必要な子どもと子育て家庭への支援を充実し、児童虐待などの深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。	
◇子どもの貧困対策は、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、生まれた地域で子どものライフステージに応じて切れ目なく支援できるように、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する施策を推進してまいります。	

主な取り組み	
児童虐待の防止及び対応の充実	<p>◇要保護児童又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報交換や、支援に関する協議を定期的に行うほか、個別ケース検討会議などを適宜開催し、要保護児童等に対する適切な対応を図ります。</p> <p>◇担当職員が研修を受講するとともに、助産師や保健師などの専門職を配置し、母子保健及び子育て支援業務においても児童虐待の視点をもって対応することで、支援の充実を図ります。</p>
児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動の推進	<p>◇一般向け「子ども虐待対応マニュアル」と保護者向け「マルチリトメント（不適切な養育）防止パンフレット」を作成し、関係機関や保護者への配布、また出前講座の実施により、啓発と予防、対応の充実を図ります。</p> <p>◇児童虐待防止月間には、広報等を活用した啓発を行うとともに、研修会を通して学習の機会及び町における児童虐待の実態に関する情報共有を行います。</p>

主な取り組み	
児童に関する相談体制の充実	◇子ども・子育て家庭全体に対し、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と地域を基盤とした福祉的援助等の必要性がある子ども・子育て家庭に対し支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を両輪とし、個々に合わせた相談対応の充実を図ります。
共働き世帯やひとり親世帯等における子どもの居場所づくり	◇共働きやひとり親世帯の増加または子育ての孤立化などによって厳しい状況にある家庭の子どもに対し、子どもの居場所づくりに努めると同時に、「子ども食堂」をはじめとした各地域及び事業所等における子どものための活動を全面的に支援します。
子どものための学習支援事業	◇子どもが抱える特有の課題に対応するため、子どもたちの居場所を兼ねた学習支援の場を設けます。 ◇子どもたちの状況に合わせた支援を行い、学習や進路の後押しにつなげていきます。



第5章 計画の推進

1. 進行管理・評価

各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況及び教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況・実績等について、点検・評価します。これらの点検・評価は、長与町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行い、町ホームページなどにより広く住民に公表します。

また、計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等について、かい離が大きい場合は見直しを行います。

2. 推進体制

(1) 連携体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 住民や関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細かな取り組みが重要であるため、住民や企業などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。更に毎年度に計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、住民、教育・保育など関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織された「長与町子ども・子育て会議」で、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

(3) 国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。

また、住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、さまざまな制度の改革と充実に努めるよう、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。



資料編

1. 計画策定組織

(1) 長与町子ども・子育て会議

長与町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、長与町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

長与町子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長 ○：副会長

(順不同・敬称略)

氏名	団体名・役職等	備考	任期
◎山口 朝三	長与町手をつなぐ育成会 会長	子どもの保護者代表	
○林田 薫	長与町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	主任児童委員代表	
廻 彩	フレンド幼稚園 保護者代表	子どもの保護者代表	
毎熊 明夫	長与町 PTA 連合会 会長	長与南小学校	平成 30 年度
田中 伸彦	//	洗切小学校	平成 31 年度
前原 麻美	長与町学童保育連絡協議会 会長	まるたんぼクラブ	平成 30 年度
櫻井 寿	//	長与南児童クラブ	平成 31 年度
渡邊 到紫子	かぜっこサークル 代表	地域子育て支援サークル代表	
松尾 郁子	高田保育所 所長	公立保育所代表	
岩永 成子	道の尾保育園 園長	私立保育園代表	
井川 祐子	上長与こども園 園長	幼稚園・認定こども園代表	平成 30 年度
武田 信太郎	あやめ幼稚園 園長	//	平成 31 年度
宮本 昭雄	高田小学校 校長	小・中学校長会代表	平成 30 年度
岸川 和幸	長与南小学校 校長	//	平成 31 年度
松下 一徳	長与町子ども会育成会連絡協議会 会長	子育て支援団体代表	
脇田 涼子	長与南児童館 児童厚生員	児童館児童厚生員代表	平成 30 年度
藤原 豊香	長与児童館 児童厚生員	//	平成 31 年度
松永 なつき	まるたんぼクラブ 支援員	放課後児童クラブ支援員代表	平成 30 年度
谷 美津江	長与南児童クラブ 支援員	//	平成 31 年度
多田 慶子	長与町母子保健推進員協議会 会長	母子保健推進員協議会	
森川 寛子	長与町教育委員会 教育次長	長与町教育委員会代表	

※平成 30 年度以降の委員（第 2 期事業計画の策定期間）を掲載しています。

2. 計画の策定経過

長与町子ども・子育て会議の開催状況等

期 日	内 容	備 考
平成 28 年 3 月 30 日	平成 27 年度 第 1 回 長与町子ども・子育て会議	○第 1 期事業計画の点検・評価
平成 29 年 2 月 15 日	平成 28 年度 第 1 回 長与町子ども・子育て会議	○第 1 期事業計画の点検・評価
平成 29 年 8 月 29 日	平成 29 年度 第 1 回 長与町子ども・子育て会議	○第 1 期事業計画の中間見直し作業・協議
平成 30 年 6 月 20 日	平成 30 年度 第 1 回 長与町子ども・子育て会議	○第 1 期支援事業計画の中間見直し（報告） ○第 2 期事業計画の策定について
平成 30 年 10 月 25 日	平成 30 年度 第 2 回 長与町子ども・子育て会議	○第 2 期事業計画策定基礎調査（アンケート調査票）の素案について ○第 2 期事業計画策定スケジュールについて
平成 30 年 11 月	ニーズ（アンケート）調査 の実施	平成 30 年 11 月 10 日～11 月 26 日 （就学前児童・小学生児童の全数調査）
平成 31 年 2 月 26 日	平成 30 年度 第 3 回 長与町子ども・子育て会議	○第 2 期事業計画策定アンケート調査の結果 報告 ○第 2 期事業計画策定スケジュールについて
令和元年 5 月 28 日	令和元年度 第 1 回 長与町子ども・子育て会議	○第 2 期事業計画策定アンケート調査の結果 報告（結果報告書・自由意見のまとめ） ○第 2 期事業計画策定スケジュールについて
令和元年 8 月 29 日	令和元年度 第 2 回 長与町子ども・子育て会議	○長与町の人口推計について ○教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」 の検討・調整 ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 と「確保方策」の検討・調整
令和元年 11 月 27 日	令和元年度 第 3 回 長与町子ども・子育て会議	○総人口と児童人口の推計について（最終） ○教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」 について（最終） ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 と「確保方策」について（最終） ○第 2 期長与町子ども・子育て支援事業計画の 素案について
令和 2 年 1 月	パブリックコメントの開催	令和 2 年 1 月 10 日～31 日
令和 2 年 2 月 28 日	令和元年度 第 4 回 長与町子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果報告 ○第 2 期長与町子ども・子育て支援事業計画書 （最終）について

第2期長与町子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

発行日：令和2（2020）年3月

発行：長与町

編集：長与町 住民福祉部 こども政策課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1

TEL 095-883-1111（代表）

FAX 095-883-2061
